

COVID-19 国家対策指導委員会

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

No : 6 0 0 /CD-BCD

ハノイ、2021年5月5日

COVID-19 対策のための集中隔離期間、集中隔離終了後の管理期間及び検査の修正に関する公電

国家指導委員会は以下の機関に電報を送付する。

-各省、省レベル機関、政府直属機関

-各省、中央直轄市の人民委員会

現在、世界での COVID-19 状況が非常に複雑に変動し、SARS-CoV-2 の変異株を相次いで確認され、感染者及び死亡者が増え続けている。したがって、入国者による感染症の侵入リスクが非常に高まっており、市中感染になりかねない。副首相、COVID-19 国家対策指導委員会の委員長の指示を受け、国家指導委員会は電報を送り、各省、省レベル機関及び政府直属機関及び各省、中央直轄市の人民委員会が以下の内容の実施を直ちに指示するよう要請する。

1. COVID-19 対策のため、集中隔離及び集中隔離終了後の管理に関する規定を厳正に実施することに関する 2021 年 5 月 5 日付きの公電第 597/CD-BCD 号の内容を厳密に実施し続ける。
2. 以下のとおり、COVID-19 対策のための集中隔離期間、集中隔離終了後の管理期間及び検査を修正する。
 - 規定に従って集中隔離が必要な者に対する集中隔離期間を隔離施設に入った日又は SARS-CoV-2 感染者に最後に接触した日から、少なくとも 14 日間から少なくとも 21 日間連続に修正し、また集中

隔離期間中には、初日、14 日目及び 20 日目の少なくとも 3 回の SARS-CoV-2 のサンプリング・検査を行う。

-集中隔離終了後の自宅・居住地での健康管理期間を 14 日間から 7 日間に修正し、また集中隔離が終了した日から 7 日目に SARS-CoV-2 のサンプリング・検査を行う。

国家指導委員会は各省、市の人民委員会及び各省、省レベルの機関、政府直属機関は早急に指示して、組織・実施するよう要請する。

以上御礼を申し上げます。

Do Xuan Tuyen 保健副大臣、国家指導委員会副委員長

宛先：

- 上記のとおり
- Vu Duc Dam 副首相（報告のため）
- 保健大臣（報告のため）
- 各副大臣
- 共産党中央事務局、国家主席府、国会事務局、首相府
- 省、市の COVID-19 対策指導委員会
- NIHE, Pasteur の各研究所
- 各省、市の保健局（実施のため）
- 各省、市の CDC（実施のため）
- 保管：文書、予防局